

## 井川町空き家バンク登録空き家等解体撤去費補助金交付要綱

### （目的及び趣旨）

第 1 条 この要綱は、空き家所有者による適切管理を支援し、空き家等の特定空家化の防止を図るため、町内の空き家等の解体工事に係る費用の一部を助成する井川町空き家バンク登録空き家等解体撤去費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。

（2）空き家バンク 井川町空き家等情報登録制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定するものをいう。

### （補助対象空家等）

第 3 条 この要綱の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、空き家

バンクに 1 年以上登録されている又は登録から 2 年を経過し登録を抹消されたものとする。

（補助対象者）

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、この要綱の実施日以降に、補助対象空家等の解体及び撤去のための工事（以下「解体撤去工事」という。）を実施しようとする者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に記載されている者
- （2）前号規定する者の相続人
- （3）前 2 号に掲げる者のほか、空家等を管理するに相当と町長が認める者

2 補助対象者は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- （1）町税等を滞納していないこと。
- （2）過去に本制度により補助金を受けたことがないこと又は過去に本制度により補助金を受けた世帯員がいないこと。
- （3）補助金の交付を受けた日から 3 年以内に所有者が当該土地に建て替えをしないこと。
- （4）井川町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）に規定された暴力団又は

暴力団員及び暴力団関係者が世帯員にいないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空家等の全部を解体撤去する工事
- (2) 補助対象者が施工者と工事請負契約を締結している解体撤去工事
- (3) 他の補助制度により補助金の交付を受けない解体撤去工事
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の登録を受けた者が請け負う工事であること。
- (5) 補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度の3月31日までに完了することができる解体撤去工事

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号

のいずれかに該当するものとする

- (1) 解体撤去の工事費（家財の処分費は除く。）
- (2) 解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
- (3) 周囲への安全を確保する上で、解体撤去工事及び廃材等の処分に付随して行うこ

とが適当であると認められる工事等に係る経費

（補助金の額）

第 7 条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）に相当する額に 2 分の 1 を乗じて得た額（1,000 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、50 万円を限度とする。

（交付申請）

第 8 条 交付申請をしようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、補助対象工事の実施前に井川町空き家バンク登録空き家等解体撤去費補助金交付申請書

（様式第 1 号）に、次に掲げる書類等を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 工事見積書

- (4) 町税等に滞納がないことの証明書
- (5) 委任状（補助申請者が交付申請の手續を他の者に委任する場合に限る。）
- (6) 誓約書（様式第 2 号）
- (7) 実施要綱第 4 条第 3 項又は第 7 条第 1 項に規定する通知書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定）

第 9 条 町長は、交付申請を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、当該交付申請を受理した日から 20 日以内に交付の可否を決定し、井川町空き家バンク登録空き家等解体撤去費補助金交付決定（却下）通知書（様式第 3 号）により、補助申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第 10 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに当該変更の内容を示す書類を町長に提出しなければならない。

（中止の承認）

第 11 条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに井川町空き家バンク登録空き家等解体撤去費補助金中止承認申請書（様式第 4 号）を提出し、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、前項の補助金中止承認申請書を受理し、これを承認したときは、補助金の交付を取り消すものとする。

（実績報告書）

第 12 条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに井川町空き家バンク登録空き家等解体撤去費補助金実績報告書（様式第 5 号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1）工事請負契約書の写し
- （2）請求書又は領収書の写し
- （3）解体撤去工事完了後の写真
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 13 条 町長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査の

上、交付すべき補助金の額を確定し、井川町空き家バンク登録空き家等解体撤去費補助金交付額確定通知書（様式第 6 号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求）

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとする時は、井川町空き家バンク登録空き家等解体撤去費補助金交付請求書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあった日から 30 日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 15 条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

（調査等）

第 16 条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に必要な事項について報告させ、又は帳簿書類その他の物件を調査する

ことができる。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。